

コロナ貸付金 返済免除拡大

住民税課税世帯も対象に

厚生労働省は、新型コロナウイルス禍で収入が減った人に特例で最大二百万円を貸し付ける制度に關し、返済を免除する対象者の拡大を決め、自治体に通知した。現在は住民税非課税世帯などが対象だが、課税世帯でも返済が困難と認められた人が加わる。ことし一月に返済が始まり、対応が難しいケースが問題になっていた。

貸し付け業務を担う地域の社会福祉協議会（社協）が個別に判断する。

特例貸し付けは二〇二〇年三

月～二二年九月に実施。「緊急小口資金」と「総合支援資金」の二種類で、貸し付け総額は計約一兆四千億円に上る。

通知は八日付。現在の仕組みでは、失業や病氣療養といった理由がある場合、返済が原則一年猶予される。この間に半年以上就労支援を受けたり、ひとり親や高齢者向けの相談支援を受けたりしても返すのが難しい場合、免除の可能性がある。市区町村の社協が意見書をまとめ、都道府県社協が免除を決める手続きを取る。